

## 意匠に係る国際登録出願に関する対応について

### 1. 背景

現在、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の加入に向けた審議が行われている<sup>1</sup>。当該協定を締約することにより、一つの出願手続で複数の国への一括出願が可能になる等、意匠の国際出願に係る利便性が大きく向上する。

弁理士法では、特許協力条約に基づく特許に係る国際出願<sup>2</sup>及びマドリッド協定議定書に基づく商標に係る国際登録出願<sup>3</sup>に関する特許庁における手続代理等が、弁理士の業務とされ（第4条第1項）、弁理士又は特許業務法人でない者は業務として行えないとされている（第75条）。また、弁理士がこれらの出願に関する事項について裁判所における補佐人業務を行うことができるとされている（第5条）。

このように、特許に係る国際出願及び商標に係る国際登録出願については、工業所有権制度に関する高度な専門的知見が必要であることから、当該知見を有する弁理士によって係る業務が円滑に行われるよう、弁理士法で手当されている。

今般、意匠制度小委員会において、意匠に係る国際登録出願<sup>4</sup>に関する特許庁における手続代理等を弁理士の専権業務とすることなどについて了承された。

### 2. 対応の方向

特許に係る国際出願及び商標に係る国際登録出願に倣い、意匠に係る国際登録出願に関しても、弁理士の業務としての規定を整備することとし、また、弁理士試験の出題範囲及び法定研修（実務修習及び継続研修）の研修内容に含めることが適切であると考えられる。

<sup>1</sup> 当該協定には、2013年12月現在でEUや欧州各国をはじめ、計46の国及び機関が加入している。米国及び韓国でも加入準備が進められている。年間の登録意匠数は約1万件。

<sup>2</sup> 国際出願法第2条

<sup>3</sup> 商標法第68条の2第1項

<sup>4</sup> 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく、我が国国民等による特許庁を通じた国際出願